



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年6月29日火曜日 第219号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例による研修の指定.....（循環型社会推進課）... 928
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....（農地整備課）... 928
 愛媛県資源管理方針の変更.....（水産課）... 928
 まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量.....（"）... 933
 くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（"）... 933
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 933
 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 933
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 934

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 934

監 査 公 表

住民監査請求に係る監査結果公表.....（監査事務局）... 934

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（選挙管理委員会）... 943

雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告.....（市町振興課）... 944

告 示

○愛媛県告示第888号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第15条の2第1項の規定により、次のとおり浄化槽管理士の資質の向上のための研修を指定した。

令和3年6月29日

愛媛県知事 中村時広

- 研修の名称
愛媛県浄化槽管理士研修
- 主催者
松山市辻町2番31号
公益社団法人愛媛県浄化槽協会
- 研修の開催日及び場所

開催日	場所
令和3年8月18日（水）	西条市朔日市779-8 西条商工会議所

○愛媛県告示第889号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宇和島市三間町大内地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年6月29日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・二名地区）計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年6月30日から7月29日まで
- 縦覧場所
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第890号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊方町大江、三机、大久地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年6月29日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・瀬戸第2地区）計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年6月30日から7月29日まで
- 縦覧場所
伊方町役場本庁及び瀬戸支所

○愛媛県告示第891号

漁業法（昭和24年法律第267号。）第14条第9項に基づき、愛媛県資源管理方針（令和3年3月愛媛県告示第424号）を次のとおり変更した。

令和3年6月29日

愛媛県知事 中村 時広

1 資源管理に関する基本的な事項

(1) 本県の水産業の状況

本県の水産業は、平成30年には生産量が137,663トン、生産額は887億円に上り、全国でも上位に位置している。また、同年における漁業経営体数は3,444経営体であり、水産業は、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展のためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の振興を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を要請するものとする。

2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

(2) 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

(3) 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、(1)及び(2)の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年10月農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの

資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

(2) 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

6 その他資源管理に関する重要事項

(1) 漁獲量等の情報の収集

ア 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

イ 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

ウ また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

(2) 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

(3) 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び愛媛県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

る。

(4) その他

資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源については、当該目標が定められるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて、漁獲努力量等のデータを収集して検証を行い、必要に応じ現行の資源管理の取組内容の改善を図る。

また、海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源管理体制の充実強化を図る。

7 愛媛県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は、別紙1から別紙6までに定めるものとする。

別紙1

1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県まいわし漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地（以下「住所等」という。）がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	10,086

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙2

1 特定水産資源

まあじ

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県まあじ漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	10,086

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3

1 特定水産資源

くろまぐる（小型魚）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業（4月から6月まで）、愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業（7月から9月まで）、愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業（10月から12月まで）、愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業（1月から3月まで）とする。

(1) 愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業（4月から6月まで）

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

(イ) 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐる（小型魚）を採捕する漁業（以下「くろまぐる（小型魚）を採捕する漁業」という。）

(ウ) 漁獲可能期間

4月1日から同年6月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- (ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
- (イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）。

(2) 愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（7月から9月まで）

ア 当該知事管理区分を構成する事項

- (ア) 水域
中西部太平洋条約海域
- (イ) 対象とする漁業
くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業
- (ウ) 漁獲可能期間
7月1日から同年9月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

- 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
- (ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
 - (イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）。

(3) 愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（10月から12月まで）

ア 当該知事管理区分を構成する事項

- (ア) 水域
中西部太平洋条約海域
- (イ) 対象とする漁業
くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業
- (ウ) 漁獲可能期間
10月1日から同年12月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

- 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
- (ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
 - (イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）。

(4) 愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（1月から3月まで）

ア 当該知事管理区分を構成する事項

- (ア) 水域
中西部太平洋条約海域

- (イ) 対象とする漁業
くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業
- (ウ) 漁獲可能期間
1月1日から同年3月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

- 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
- (ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
 - (イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、原則として本県に配分された漁獲可能量のうち、9割を直近3年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、残りの1割を本県の留保枠とする。ただし、それぞれの知事管理区分への最低配分量は1トンとするとともに、国の留保からの配分、繰越分の追加配分及び年によって異なる漁場形成の変動等を十分に勘案して配分するものとする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の漁獲可能量を追加した場合は、当該追加数量を本県の留保枠とし、本県の漁獲可能量を削減した場合は、本県の留保枠から減じることとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の留保枠より多い場合は、その差分を当該削減を行う時点が属する知事管理区分から最低配分量の1トンを残して減じることとする。それでもなお本県留保枠及び知事管理漁獲可能量の削減量の合計が都道府県別漁獲可能量の削減量に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を削減することとする。

(3) 留保枠からの配分

本県の留保枠については、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（10月から12月まで）の漁獲実績が確定した後、原則として本県の当初配分の1割を残して愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（翌年1月から3月まで）に配分することとする。

(4) 漁獲可能量の繰越

知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えなかった場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量に加え、超えた場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量から減じることとする。それでもなお当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の削減量が前管理区分の超過分に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を減じることとする。ただし、前管理区分の超過分を減じた結果、当該知事管理漁獲可能量が1トンを下回る場合は、不足する量を留保枠から配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙4

1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ（大型魚）漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量の9割とし、残りの1割を留保枠とする。なお、留保枠が1トン未満であるときは1トンとし、知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量から1トンを差し引いた数量とする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の都道府県別漁獲可能量を変更した場合には、当該変更数量の全量を本県の知事管理漁獲可能量から加減することとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の知事管理漁獲可能量より多い場合は、その差を留保枠から減じることとする。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙5

1 特定水産資源

するめいか

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県するめいか漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
小型機船底びき網漁業等	10,086

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙6

1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県まさば及びごまさば漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左

欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
いわし、あじ、さばまき網漁業等	10,086

5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

○愛媛県告示第892号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度(令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和3年6月29日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県まさば及びごまさば漁業	現行水準

○愛媛県告示第893号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量(令和3年3月愛媛県告示第426号)を次のとおり変更した。

令和3年6月29日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
愛媛県くろまぐろ(大型魚)漁業	5.0トン	5.6トン

○愛媛県告示第894号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年6月29日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
日本ケッチェン株式会社
東京都港区芝浦一丁目2番1号
代表取締役社長 秋山 美高
- 事業場の名称及び所在地
日本ケッチェン株式会社新居浜事業所
新居浜市磯浦町17番4号
- 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27

号イ、ヌ、ル

4 変更しようとする事項の内容

排水水の量(排水系統別の量を含む。)、排水水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む。)、用水及び排水の系統

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口(既設)

	項目	変更前	変更後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 11.9 最大 16.9	通常 4.5 最大 5.6
	浮遊物質(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 40 最大 60
	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 33	通常 26.8 最大 31.0
	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位:立方メートル)		通常 2,850 最大 3,480	通常 90 最大 115

(2) No.2排水口(新設)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 12.1 最大 17.2
	浮遊物質(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 7.4 最大 32.9
	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位:立方メートル)		通常 2,760 最大 3,365

○愛媛県告示第895号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和3年6月29日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

- 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和3年6月21日

3 指定道路の位置

四国中央市上柏町字六反地77番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 39.12メートル

(2) 幅員 4.74メートル、4.70メートル

○愛媛県告示第896号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年6月29日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第18号 令和3年6月21日	伊予郡松前町大字鶴吉字安井前325番1	伊予郡松前町大字鶴吉326番地1 佐伯誠司

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長水野満夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和3年6月15日あったので公表する。

令和3年6月29日

愛媛県知事 中村時広

- 事件 (1) 令和3年度夏季一時金に関する事項
(2) 組合員の福利厚生ならびに事業所で発生した事項に関する事項
(3) その他未解決事項の早期解決に関する事項
- 日時 令和3年7月1日正午より本問題が解決に至る間
- 場所

法人名	所在地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786-13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

監 査 公 表

○公表第7号

令和3年4月30日付けで提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

令和3年6月29日

愛媛県監査委員 永井一平

同 高橋正浩

決 定 書

請求人 四国中央市 井川孝志様

令和3年4月30日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書」について、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

第1 請求の内容

請求人から令和3年4月30日付けで提出された愛媛県職員措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

1 請求する措置

愛媛県知事が、令和元年度に表1 違法支出金額一覧表の「議員名」欄記載の愛媛県議会議員に交付した政務活動費（残余金精算後の額）のうち、同一覧表の「違法支出金額」欄記載の各金額の返還を命じることを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対し愛媛県に返還するよう命じることを求める。

2 請求の理由

- (1) 政務活動費の性質と支出の適否（一般原則）

ア 愛媛県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

愛媛県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項並びにこれに基づき制定された愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）に基づいて支給される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として・・・政務活動費を交付することができる。」と定めている。

条例はこれに基づき、第1条で政務活動費が「愛媛県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、第7条で「議員は、別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内において、政務活動費を適正に使用しなければならない」こと、第10条で「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。」ことを、それぞれ定めている。また、条例別表では、「調査研究費」、「研修費」、「広聴広報費」、「要請陳情等活動費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「事務所費」、「事務費」及び「人件費」の10種類の使途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。

したがって、愛媛県議会の政務活動費は、「その年度に

において、支出された、「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に限って、支出が認められる。

イ 「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の意義

県議会議員に対する政務活動費は、議会の審議能力の向上を目的として交付されるものであり、県議会議員が行った「調査研究その他の活動」に要した経費を支弁するために支出することが認められているものである。

したがって、

(7) 議員のした個別の支出に係る活動が、県政に関する「調査研究その他の活動」と評価できない場合には、その活動に係る費用を政務活動費として支出することは許されない。

(4) 議員がすることのできる支出は、「調査研究その他の活動」に現実に要した経費であることが必要であり、現実の経費を超える金額を政務活動費として支出することは許されない。

ウ 議員の説明義務と説明不十分な支出

県議会議員は、自らのした政務活動費の支出が、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについて、県及び県民に対して説明する義務を負う。条例が、第8条第1項及び第3項で議員は収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して議長に提出すべきこと、第12条で何人も議長に対し収支報告書及び証拠書類の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めていることは、議員にその説明義務を全うさせる趣旨の規定である。

したがって、議員が提出した説明及び証拠が、支出が「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に該当することを認めるに足りないときは、その支出は適切なものと認められない。

エ 県議会議員の政治活動と按分支出

県議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」に係る条例別表に定める用途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「県政報告」には一般に、県政についての広報及び広聴の要素があると同時に、後援会活動及び選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。したがって、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

したがって、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

(7) 当該支出に係る活動の全体が、会派又は所属県議会議員の「政務活動」に係る支出（「調査研究その他の活動

に資するために必要な経費」として適切と判断されるものは、全額認められ、

(4) 当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」又は「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認められず、

(ウ) 当該支出に係る活動の全体が、(7)又は(4)のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認められ、それ以外のものについては按分率2分の1で認められる。

(2) 本件各議員の政務活動費支出の査定結果

表1 違法支出金額一覧表の「議員名」欄記載の愛媛県議会議員（以下「本件各議員」という。）は、令和元年度に同一一覧表の「支出金額」欄記載の金額の政務活動費を支出した。なお、同年度の政務活動費交付額は、黒川理恵子（表1 違法支出金額一覧表記載16）、新田泰史（同17）及び中田晃太郎（同26）の各議員は年額363万円、その余の議員は年額396万円である。

(1)で述べた一般基準に基づき、本件各議員が令和元年度政務活動費の収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙査定表記載の支出は、「否認額」記載の金額につき、別紙査定表の「否認理由」欄記載の理由により、適切なものと認められない。

別紙査定表の「否認理由」欄記載の否認理由を、さらに敷えんとすると、以下のとおりである。

ア えひめ地域政策研究所及び愛媛調査研究会の会費

表1 違法支出金額一覧表記載1から18まで及び21から24までの議員は、「えひめ地域政策研究所」に対し「政務調査活動における共通経費」として年額48万円（月額4万円）を支出している。

また、同じく27から32までの議員は、「愛媛調査研究会」に対し「調査研究会費」として年額29万円を支出している。

これらの両団体は、いずれもその実態が不明であり、「共通経費」及び「調査研究会費」なるものの実態も不明なので、上記支出はその全額が違法である。

イ 自動車燃料代

表1 違法支出金額一覧表記載5から9まで、12、20から22まで、25、26及び28から31までの各議員は、自動車燃料代を、走行距離1km当たり37円の計算で支出している。この支出は、以下の理由により違法である。

(7) 政務活動費は、前述のとおり、議員が実際に支出した費用の範囲内で支出が許されるものであるところ、上記計算で算出された「燃料代」は実際に支出された金額ではない。

(4) 自動車の燃料は、どのような目的のための自動車運行においても消費されるものであるから、その購入代金はその全額を政務活動費から支出することは許されず、少なくとも按分率2分の1で按分しなければ支出することが許されない。上記の計算による支出は、自動車燃料代を按分しないで支出することになる。

(ウ) 「走行距離1km当たり37円」の計算では、自動車燃料代は現実をはるかに超えて高額に算定されることになる。

例えば、トヨタ自動車製の乗用車中で最も燃費の悪い「ランドクルーザー」の燃費は約6km/1であり、平成30年度のプレミアムガソリンの価格はほぼ135～150円/1なので、トヨタ・ランドクルーザーであっても令和元年度中の燃費は最大25円/kmを超えない。37円/kmの計算で計算される燃料費はそれをさらに50%上回っているため、実質的には議員が適法に支出できる燃料代をはるかに上回ることになる。

ウ 会合参加費用

森高議員（表1 違法支出金額一覧表記載1）は、「森盛会」の「会費」及び「例会研修費」（いずれも飲酒を伴う会合と推定される。）を6回分47,000円支出している。

西原議員（表1 違法支出金額一覧表記載19）は、飲酒を伴う会合と推定される会合参加費を24回分（うち「しんべい会」9回、「愛媛企業家交流研究会」6回、松山経済研究会8回、松山空港利用促進協議会1回）及び飲食店への支払2回分を支出し（合計金額187,200円）、これらの会合同日分の（したがって、飲酒の結果と推定される。）代行代18回分及びタクシー代2回分（代行代及びタクシー代合計63,800円）を支出している。

飲食を伴う会合の会費並びにそれに起因する代行及びタクシーの料金を政務活動費として支出することは、それ自体違法である。

エ 遠距離旅行費用

渡部議員（表1 違法支出金額一覧表記載5）は、「要請陳述等活動費」として、東京への旅行費用8回分合計396,020円を支出している。

越智議員（表1 違法支出金額一覧表記載28）は、「調査研究費」として、東京2回、台湾、沖縄及びタイ各1回の旅行費用（現地交通費及び旅行中の駐車料金を含む。）合計581,860円を支出している。

横田議員（表1 違法支出金額一覧表記載27）は、「調査研究費」として、東京1回の旅行費用61,000円を支出している。

これらのいずれの旅行についても、その実質を証する資料が添付されていないので、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについての説明が不足しており、適正な支出と認められない。

オ 按分不足の賃料

岡田議員（表1 違法支出金額一覧表記載2）は、久保興業株式会社に対する事務所賃料合計1,200,000円を按分することなく支出している。

議員の事務所は、調査研究以外の政治活動目的（主として議員のPR目的）にも用いられるものなので、少なくとも按分率1/2で按分することを要するから、これを超える支出（600,000円）は違法である。

カ 委託業務内容の不明な委託料

森高議員（表1 違法支出金額一覧表記載1）は、i consult 有限会社（以下「アイコンサルト社」という。）に対し540,000円、徳永議員（同7）は株式会社愛媛ジャーナルに対し330,000円の「委託料」を支出しているところ、その具体的な委託業務の内容はいずれも不明である。

業務内容の不明な委託料の支出は、適正な支出と認めら

れない。

キ 「愛媛ジャーナル社」及び「ローカルえひめ」に対する購読料の大量支出

西田議員（表1 違法支出金額一覧表記載23）は、以下のとおり「愛媛ジャーナル社」及び「ローカルえひめ」に対する支出を政務活動費として支出している。

令和元年6月17日 「ローカルえひめ」に「広告料・購読料」として10,000円

令和元年6月17日 「ローカルえひめ」に「広告料・購読料」（愛媛ジャーナルと2紙分）として5,000円

令和元年6月17日 「愛媛ジャーナル社」に「広告料・購読料」として10,000円

令和元年8月27日 「愛媛ジャーナル社」に「月刊愛媛ジャーナル購読料」（令和元年9月分から令和2年8月分まで）として10,216円

令和元年11月29日 「愛媛ジャーナル社」に「ローカルえひめ新聞・広告・購読料」として5,000円

これらの支出は、いずれも、広告料と購読料の区別が明らかでなく、支出に係る購読部数及び購読期間が明らかでなく、購読料の対象期間が重複していると考えられ、いずれの発行物も内容が不明である（「愛媛ジャーナル社」及び「ローカルえひめ」はネット検索でも全くヒットしない。）ためその実態が全く不明なので、適正な支出と認められない。

ク 「有限会社スタジオ・ケイワン」に対する印刷代金の支払

越智議員（表1 違法支出金額一覧表記載28）は、有限会社スタジオ・ケイワンに対して「政務調査報告書増刷分印刷費（1万枚分）」として291,600円を支出しているところ、印刷物の内容が不明であるのみならず、同会社をインターネット検索しても「写真スタジオ」としてしかヒットせず、印刷事業者であるかどうか判明しないので、印刷代金の支出は適正と認められない。

ケ その他（支出の性格不明）

西原議員（表1 違法支出金額一覧表記載19）は、愛媛企業家交流研究会に対し58,500円を「施設見学会会費」（「異業種交流会による日本食研視察」の費用と説明されている。）として支出しているところ、日本食研株式会社の本社及び主要工場は愛媛県内に所在するため、58,500円もの支出の実体が全く不明なので、適正な支出と認められない。

(3) 本件各議員の令和元年度政務活動費の支出と不当利得

ア 各議員の違法支出金額

以上の結果、本件各議員が令和元年度の政務活動費としてした支出中、別紙査定表記載の支出のうち「否認額」欄記載の金額の支出は、条例第5条に違反し違法である。各議員の違法支出の合計は、表1 違法支出金額一覧表の「違法支出金額」欄記載のとおりである。

上記の違法支出は、条例第7条及び別表に従ってなされた支出ではないので、その全額が条例第10条にいう「残余」

に当たる。

イ 財産の管理を違法に怠る事実

条例第10条は、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。」と定めている。

この知事の返還命令権及び議員の返還義務の法的性格は、不当利得返還請求権及び返還義務であり、「当該議員がその年度において行った県政の調査研究に資するため必要な経費としてした支出（条例第7条及び別表に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある」ことを要件として返還請求権が当然に発生し、知事が正当な理由なく返還を命じないことは違法に財産の管理を怠る事実当該することになる。

ウ 結論

よって、愛媛県知事が本件各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を命じないことは、財産の管理を違法に怠る事実当該するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

表1

違法支出金額一覧表

令和元年度愛媛県議会政務活動費

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

【自由民主党】

No	議員名	支出金額(円)	違法支出金額(円)
1	森 高 康 行	3,960,000	1,067,000
2	岡 田 志 朗	3,960,000	1,080,000
3	明 比 昭 治	3,859,780	480,000
4	戒 能 潤之介	3,805,802	480,000
5	渡 部 浩	3,960,000	1,624,083
6	高 山 康 人	3,808,265	1,118,324
7	徳 永 繁 樹	3,960,000	1,446,506
8	三 宅 浩 正	3,960,000	1,091,055
9	福 羅 浩 一	3,960,000	879,896
10	松 尾 和 久	3,849,759	480,000
11	大 西 誠	3,960,000	480,000
12	宇 高 英 治	3,867,264	907,831
13	大 石 豪	3,723,428	480,000
14	帽 子 大 輔	3,480,538	480,000
15	川 本 健 太	3,473,977	480,000
16	黒 川 理 恵子	3,332,737	440,000
17	新 田 泰 史	3,552,583	440,000
合 計		64,474,133	13,454,695

【志士の会】

No	議員名	支出金額(円)	違法支出金額(円)
18	中 畑 保 一	3,946,991	480,000
19	西 原 進 平	3,923,359	309,500
20	赤 松 泰 伸	3,055,255	367,410
21	毛 利 修 三	3,848,713	1,192,065
22	鈴 木 俊 広	3,960,000	1,329,166
23	西 田 洋 一	2,619,793	520,216
24	松 下 行 吉	3,960,000	480,000
25	高 橋 英 行	3,960,000	398,082
26	中 田 晃太郎	3,630,000	578,421
合 計		32,904,111	5,654,860

【愛媛維新の会】

No	議員名	支出金額(円)	違法支出金額(円)
27	横 田 弘 之	3,458,779	351,000
28	越 智 忍	3,960,000	2,040,380
29	梶 谷 大 治	2,743,884	722,160
30	兵 頭 竜	3,960,000	1,126,570
31	古 川 拓 哉	3,960,000	805,008
32	塩 出 崇	2,962,882	290,000
合 計		21,045,545	5,335,118

総 計	118,423,789	24,444,673
-----	-------------	------------

(注) 請求の要旨については、査定表を省略し、誤字、脱字又は集計誤りであると明らかに認められるものについては、修正して記載した。

第2 監査の実施

本件請求は、令和3年4月30日にこれを受け付け、要件審査の結果、地方自治法第242条に定める要件を具備していると認め、同年5月10日にこれを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 監査委員の除斥

監査委員のうち愛媛県議会議員のうちから選任された委員については、地方自治法第199条の2の規定により、本件請求に係る監査の実施から除斥された。なお、該当する委員は、森高康行委員及び毛利修三委員である。

2 証拠の提出及び陳述

請求人らから、地方自治法第242条第7項の規定による陳述を行わない旨の申出があったので、陳述の設定は行わなかったが、令和3年5月17日、陳述に変えて追加の意見を記載した文書及び証拠の提出があり、次の点について請求を補充する主張がなされた。

- (1) 「えひめ地域政策研究所」については、「志士の会」所属の議員のうち自由民主党を除名されている議員が同研究会の会費を支払っていないことなどからも、自由民主党愛媛県支部連合会（以下「自民党県連」という。）そのもの又はその一部であることが明らかで、実質的に、政務活動費を自民党県連に還流させている。また、「愛媛調査研究会」も同様に地域政党である「愛媛維新の会」そのもの又はその一部であり、政務活動費を同会に還流させる機能を果たしているものと推定される。

(2) 森高議員は、アイコンサルト社に対し、540,000円の「委託料」を支出しているが、委託料を政務活動費から支出することが適法であるためには、委託の内容が県政の調査研究に資するものであること、委託の成果が、委託料の支払に合理的に相応するものであることが必要である。

しかし、その委託内容は、森高議員の平成29年度政務活動費に係る住民訴訟での説明によれば、飲食を伴う会合の「案内、会場手配、資料作成」であり、県政の調査研究に関する事項と認められず、支払われた委託料は上記の委託内容と合理的な均衡のない高額である。

したがって上記支出は、適正なもの認められない。

3 監査実施日

令和3年5月12日から6月1日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

4 監査対象機関

愛媛県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を対象に監査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（同法第100条第14項及び第15項）。

上記規定を受けて条例及び愛媛県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月愛媛県議会告示第1号。以下「規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

なお、本県における政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(7) 交付の対象（条例第2条）

愛媛県議会議員の職にある者

(1) 政務活動費の額（条例第3条）

月額33万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(7) 議員の通知（条例第4条）

議長は、毎年度当初に、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。

(1) 交付の決定（条例第5条）

知事は、通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない。

(ウ) 請求及び交付（条例第6条）

議員は、四半期ごとに、速やかに、交付の決定をされた当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、請求があった日から15日以内に政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書（条例第8条）

議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。

収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければならない。

(オ) 議長の調査（条例第9条）

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、議員から収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(カ) 政務活動費の返還（条例第10条）

知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において条例第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(キ) 収支報告書等の保存（条例第11条）

議員から提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第12条）

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第7条第2項の非公開情報が記録されている部分を除いて複写したものを、閲覧に供するものとする。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例別表）

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が開催する研修会、講演会等（他の議員等と共同して開催するものを含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察によるものを含む。）、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請及び陳情のための活動並びに住民相談等の実施に要する経費
会議費	1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費

資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

イ 政務活動費の事務処理マニュアル

愛媛県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた「政務活動費の事務処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成している。その主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の交付

趣旨、交付制度の根拠法令等、交付対象及び交付額並びに交付の方法

(イ) 政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例

経費（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費）ごとの使途基準（内容及び具体例）

(ロ) 政務活動費を充てることができる経費の運用指針

実費弁償の原則、^{おん}按分に当たっての指針及び項目別の充当の考え方（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、事務所費、事務費（備品等）、人件費及び政務活動費の充当が不適当な経費（参考事例））

(ハ) 収支報告書等及び支出における留意事項

収支報告書等の提出、領収書等への使途等の記載、支払証明書及び会計帳簿等の整理保管

(ニ) 資料集

地方自治法（抜粋）、公職選挙法（抜粋）、条例、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（記載例）、規程並びに事業実績報告書（記載例）

(ホ) 参考様式集

(3) 政務活動費の支出等の状況

令和元年度における本件各議員の政務活動費の支出の状況は、次のとおりであった。

（単位：円）

議員名	交付額	支出金額	残余額
森 高 康 行	3,960,000	3,960,000	0
岡 田 志 朗	3,960,000	3,960,000	0
明 比 昭 治	3,960,000	3,859,784	100,216
戒 能 潤之介	3,960,000	3,805,802	154,198
渡 部 浩	3,960,000	3,960,000	0
高 山 康 人	3,960,000	3,808,265	151,735
徳 永 繁 樹	3,960,000	3,960,000	0
三 宅 浩 正	3,960,000	3,960,000	0
福 羅 浩 一	3,960,000	3,960,000	0
松 尾 和 久	3,960,000	3,849,759	110,241

大 西 誠	3,960,000	3,960,000	0
宇 高 英 治	3,960,000	3,867,264	92,736
大 石 豪	3,960,000	3,723,428	236,572
帽 子 大 輔	3,960,000	3,480,538	479,462
川 本 健 太	3,960,000	3,473,977	486,023
黒 川 理 恵 子	3,630,000	3,332,737	297,263
新 田 泰 史	3,630,000	3,552,583	77,417
中 畑 保 一	3,960,000	3,946,991	13,009
西 原 進 平	3,960,000	3,923,359	36,641
赤 松 泰 伸	3,960,000	3,055,255	904,745
毛 利 修 三	3,960,000	3,848,713	111,287
鈴 木 俊 広	3,960,000	3,960,000	0
西 田 洋 一	3,960,000	2,619,793	1,340,207
松 下 行 吉	3,960,000	3,960,000	0
高 橋 英 行	3,960,000	3,960,000	0
中 田 晃 太 郎	3,630,000	3,630,000	0
横 田 弘 之	3,960,000	3,458,779	501,221
越 智 忍	3,960,000	3,960,000	0
梶 谷 大 治	3,960,000	2,743,884	1,216,116
兵 頭 竜	3,960,000	3,960,000	0
古 川 拓 哉	3,960,000	3,960,000	0
塩 出 崇	3,960,000	2,962,882	997,118
合計	125,730,000	118,423,793	7,306,207

2 結果

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図り、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、愛媛県では平成24年12月に愛媛県政務調査費の交付に関する条例を改正し、題名も愛媛県政務活動費の交付に関する条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を条例別表に掲げている。

もとより、議員の政務活動は広範にわたるものであるから、その全てを明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、愛媛県議会では、平成25年3月にマニュアルを作成し、政務活動費の使途基準の具体的内容や考え方などを明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、マニュアルは、法規範性を有するものではない。したがって、マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると判断することはできない。

しかしながら、マニュアルは、平成24年12月の条例改正を受けて、政務活動費に係る請求、交付、充当、収支報告書等の提出等の一連の進め方の参考として議長が作成したものであり、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このようにマニュアルは、条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的な内容を推知させるものであって、用途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書を基に、まず、それがマニュアルの定めにも適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、地方自治法、条例、規程及びマニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 個々の監査対象についての判断

ア えひめ地域政策研究所及び愛媛調査研究会の会費

請求人は、「えひめ地域政策研究所」及び「愛媛調査研究会」は、その実態が不明であり、両団体に支出する「共通経費」及び「調査研究会費」なるものの実態も不明であること、並びに自民党県連及び地域政党である「愛媛維新の会」に政務活動費を還流させていることから、当該支出はその全額が違法であると主張している。

これに対し、議会事務局から、「えひめ地域政策研究所」は、自由民主党所属の県議会議員が構成会員であり、松山市東雲町に所在し、「愛媛調査研究会」は、愛媛維新の会所属の県議会議員が構成会員であり、議事堂会派内に所在しており、両団体とも政策研究活動を行うことを目的としており、経費支出の内訳は、主として政策関連のセミナー、勉強会、会議等の開催に要する経費のほか、コピー代、資料代、用紙、消耗品等の共通経費であること、及び両団体への支出は、用途基準等に沿った政務活動と認められるものであり、充当は違法ではないことについて説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

「えひめ地域政策研究所」及び「愛媛調査研究会」での政務活動は、それぞれ複数議員が共同して行う政務活動であると議会事務局が確認している。条例第7条では、「議

員は、別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内において、政務活動費を適正に使用しなければならない。」とされ、条例別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」が定められており、これについては、共同で実施するものが含まれるのかが明確ではない。しかしながら、マニュアルでは、政務活動費を「政策研究会等各種会費」に充当することを認めており、複数議員が共同して行う政務活動であることを想定したものであると考えられる。

条例第8条第3項では、収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しが添付されていれば足りるとされており、政務活動費による支出の支出先である団体に関する書類がなくても違法であるとは言えない。

なお、「えひめ地域政策研究所」の会費は月額4万円、年額で48万円、「愛媛調査研究会」の会費は年額29万円に及びにもかかわらず、各議員の収支報告書に添付された領収書により明らかとなるのは、毎月会費を支払っているという事実のみであり、その会費が両団体において年間を通じて、具体的にどのような使途に支出されたのかについては不明である。この点については、政務活動費の使途の透明性の確保等を目的に改正された地方自治法の趣旨に照らして必ずしも十分とは言えない面もある（例えば、議員が当該会費に係るものとは別に調査研究活動を行った場合には、その支出に関する領収書等が添付され使途が明確になるのに対し、当該議員が会費を支出し、団体を通じて調査研究活動を行った場合には、それらの支出が明らかにならない。）。

イ 自動車燃料代

請求人は「走行距離1km当たり37円」の計算では、自動車燃料代は現実をはるかに超えて高額に算定されることになり、違法であると主張している。

しかしながら、住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為及び怠る事実を対象とするものであるところ、本件請求の自動車燃料代の単価はマニュアルで定められた交通費の単価であり、こうした支出の根拠となる関係規定の内容自体の違法性、不当性の有無を対象とするものではないことから、請求人の主張は認めることはできない。

なお、1km当たり37円の単価は、県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）に規定する車賃とも整合しており、多くの県においても採用されている金額で、不当に高すぎるものではないと議会事務局から回答を得ている。

ウ 会合参加費用

請求人は、森高議員の「会費」及び「例会研修費」並びに西原議員の「会合参加費」については飲食を伴う会合であることが推定され、飲食を伴う会合の会費並びに西原議員が支出したそれに起因する代行及びタクシーの料金を政務活動費として支出することは、それ自体が違法であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、マニュアルにおいては、会合参加費等について、政務活動費を充てることができる

経費の運用指針を次のとおり定めていること及び請求対象となっている会合については、いずれも活動内容や実態が政務活動と認められることができるものであり、それらの会合参加に伴う支出は、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないことについて説明があった。

〔マニュアル（抜粋）〕

第3 政務活動費を充てることのできる経費の運用指針

3 項目別の充当の考え方

(2) 研修費

ア 議員が開催する研修会、講演会等

議員（他の議員や団体等と共同で開催するものも含む。）が、地方行財政等に関する研修会、講演会、フォーラム、セミナー、シンポジウム、講座等を開催するために要する経費に充当できるものとする。

なお、議員が行う視察研修については、調査研究費に区分される。

イ 団体等が開催する研修会、講演会等

団体等が開催する地方行財政等に関する研修会、講演会、フォーラム、セミナー、シンポジウム、講座等に、議員又は議員が雇用する職員の参加に要する経費に充当できるものとする。

ウ 会費に関する考え方

会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものである必要があり、議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。

なお、議員の経営者としての資格など、個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）の会費の支出は、政務活動費の対象経費とはできない。

エ 懇親会等への出席に要する会費

議員が所属していない他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇親会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できるものとする。

したがって、飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会等）の会費、会派や議員間の懇談会等の会費へは充当できない。

なお、一回当たりの限度額は1万円とする。

オ 年会費・月会費

年会費や月会費等の政務活動費からの支出については、その団体の活動内容や実態を十分勘案の上、その可否を判断すること。

(5) 会議費

ア 議員が開催する各種会議

各種会議とは、議員が開催する勉強会、政策立案のための会議、各種打合せのための会議の

ほか、地域との懇談会や住民相談会などである。

イ 団体等が開催する意見交換会等各種会議
国・県・市町村・各種団体等が主催する会議への参加のほか、議員として出席案内のあった公的な性格を有する式典への参加などである。

資質向上を目的とした研修費とは異なり、各種会議への参加は議員を主体としているため、雇用する職員が出席する場合は、職員個人としてではなく、議員の代理として出席することとなる。

ウ 政務活動費を充当できる経費

(ア) 議員が主催する政務活動として開催する昼（朝）食会等の経費

(イ) 議員が主催する会議での会議開催経費（会場費、機材借上費、資料代等）、茶菓提供、議員本人に係る交通費及び宿泊費

(ウ) 他者が主催する会議及びそれに連続した懇談会での食事、飲食の議員の自己負担分（一回当たりの限度額は、1万円とする。）

また、政務活動に係るタクシー及び運転代行の交通費についても、実費弁償が認められており、いずれも調査研究や意見交換等の政務活動のための交通費の実費に充当したものであり、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

会合参加費への政務活動費の充当に当たって、マニュアルにおいては、名称のいかんを問わず、また、飲食を伴っているか否かを問わず、実質的な意見交換の有無を条件にしており、議会事務局において適切に審査の上、充当が認められているのであるから、マニュアルを逸脱した充当や支出は行われていない。

次に、請求対象となっているタクシー及び運転代行利用に係る領収書等貼付用紙に記載のある利用目的を確認したところ、いずれも不合理な点は認められない。

よって、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

エ 遠距離旅行費用

請求人は、渡部議員、越智議員及び横田議員が支出した国外及び国内遠距離（県外）の旅費、宿泊費等については、そのいずれについてもその実質を証する資料が添付されていないので、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについての説明が不足しており、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、条例及び規程では、各議員は、収支報告書と併せて、事業実績報告書、領収書その他の証拠書類の写しを提出することとなっていること並びにマニュアルでは、視察経費（交通費、宿泊費等）に政務活動費を充当した場合は、原則として、領収書等貼付用紙等を実施期日、視察用務、視察場所、相手方等を記載し、行程表、パンフレット等の資料は、各議員が保管することとなっていることについての説明があった。その上で、視察経費に係る領収書等貼付用紙の一部にマニュアルで原則記載が求められている視察場所、相手方等の記載がないも

のがあったが、これについては、個別に議員に照会し、確認済みであり、その余の請求対象となっている県外調査及び視察等についても、いずれも政務活動と認められるものであることから、その経費の支出は、使途基準等に沿った支出と認められるので、充当は違法ではないとのことであった。

これらを踏まえて次のように判断した。

マニュアルで添付が必要とされている領収書等は添付されており、マニュアルを逸脱して不当と認められるものはないことから、請求人の主張には理由がない。

オ 按分不足の賃料

請求人は、岡田議員については、事務所賃料を按分することなく全額を政務活動費として支出しているが、議員の事務所は、調査研究以外の政治活動目的（主として議員のPR目的）にも用いられるものなので、少なくとも按分率1/2で按分することを要するから、これを超える支出は違法であると主張する。

これに対し、議会事務局からは、マニュアルでは政務活動専用事務所については、全額の充当も認められており、按分比率の決め方については、政務活動がそれぞれの議員によって異なっているため、議員の判断によることになるが、当該支出は政務活動専用事務所に係る賃借料に充当したものであり、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

議会事務局において、議員から賃貸契約書で政務活動専用であることを確認し、全額充当を認めているものであることから、違法な支出であるという請求人の主張には理由がない。

カ 委託業務内容の不明な委託料

請求人は、森高議員及び徳永議員の支出した委託料の委託業務内容が不明であるところ、業務内容の不明な委託料、県政調査研究に関する事項と認められない業務に係る委託料及び当該委託内容と合理的な均衡のない高額な委託料の支出は、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、いずれも県政課題についての調査及び研究を委託しているものであり、政務活動費を充当することについて特段不合理はないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

収支報告書添付の領収書及び領収書等貼付用紙には、具体的な委託業務の内容が記載されていなかったが、議長に提出されている「令和元年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書」別紙に当該調査研究等業務委託費の内容の記載があり、議会事務局において、いずれも業務委託契約書により妥当性を確認していることから、委託内容が不明などとする請求人の主張には理由がない。

キ 「愛媛ジャーナル社」及び「ローカルえひめ」に対する購読料の大量支出

請求人は、西田議員が支出した「愛媛ジャーナル社」及び「ローカルえひめ」に対する購読料は、いずれも、広告料と購読料の区別が明らかでなく、支出に係る購読部数及び購読期間が明らかでなく、購読料の対象期間が重複して

いると考えられ、いずれの発行物も内容が不明であるためその実態が全く不明なので、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、以下の説明があった。

(ア) 「愛媛ジャーナル」は、愛媛の動きを発信する情報紙又は情報誌で、「愛媛ジャーナル社（松山市萱町：発行人 廣瀬弘文氏）」発行の新聞と「株式会社愛媛ジャーナル（松山市竹原町：代表取締役 加藤邦彦氏）」発行の月刊誌の2種類がある。

なお、請求人が掲げた令和元年8月27日支出の「月刊愛媛ジャーナル購読料」については、「愛媛ジャーナル社」に対しての支出ではなく、「株式会社愛媛ジャーナル」への支出であることを確認した。

(イ) 「ローカルえひめ」は、「ローカルえひめ（松山市山西町：編集発行人 西村弘氏）」が発行する愛媛の動きを発信する情報紙である。

(ウ) 「ローカルえひめ」については、「ローカルえひめ」のほか、「愛媛ジャーナル社」も販売を行っている。

(エ) これらの支出は、いずれも政務活動に必要な部数を購入し、資料購入費に充当したものである。また、議会事務局において現物を確認しており、充当は違法ではない。これらを踏まえて次のように判断した。

マニュアルでは政務活動費への充当が認められているものであり、議会事務局も実態を確認しており、不合理な点はなく、請求人の主張には理由がない。

ク 「有限会社スタジオ・ケイワン」に対する印刷代金の支払

請求人は、越智議員が支出した政務調査報告書増刷分印刷費の支払先は「有限会社スタジオ・ケイワン」であると、印刷物の内容が不明であるのみならず、同会社をインターネット検索しても「写真スタジオ」としてしかヒットせず、印刷事業者であるかどうか判明しないので、印刷代金の支出は適正と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、今治市中寺に所在する「有限会社スタジオ・ケイワン」へ支払った政務調査報告書に係る資料作成経費に充当したのであり、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

当該会社の所在及び支出経費の内容について議会事務局で確認しており、マニュアルでは政務活動費への充当が認められているものである。また、議会事務局において現物も確認しており、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

ケ その他（支出の性格不明）

請求人は、西原議員が愛媛企業家交流研究会に対し「異業種交流会による日本食研視察」の費用として支出した「施設見学会会費」は、日本食研株式会社の本社及び主要工場は愛媛県内に所在するため、支出の実体が全く不明なので、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、地方行財政等に関する研修会参加のために要する経費に充当したものであり、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

当該視察の内容については議会事務局で確認しており、マニュアルでは政務活動費への充当が認められていることから、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

第4 結論

以上のとおり、本件請求において請求人が違法不当であると主張する政務活動費の支出については、全て条例、規程及びマニュアルに適合して執行されているものと認められるため、愛媛県知事が本件各議員に対して本件政務活動費の返還を命じるよう求める請求人の請求には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

第5 意見

本件請求に対する判断は前記のとおりであるが、監査委員として所見を表明しておくことが適当と考えるので、以下に付記する。

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性及び自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その用途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

また、平成24年の地方自治法改正により、政務調査費が政務活動費と改称され、用途の範囲が拡大されるとともに、議長にその用途の透明性を確保する努力義務が規定されたところであり、その適切な支出について説明責任を果たすことが期待されている。

こうした中、全国的に、不適正な政務活動費の支出を行っている事案が多数発生し、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされ、近隣県においても一部違法な支出と認定する判決が出されるなど、政務活動費の用途の適正な運用と透明性の確保に向けて、これまで以上に努力することが求められている。

愛媛県議会においては、令和2年6月30日付け監査公表第6号で付した意見等を踏まえ、愛媛県議政務活動費事務処理マニュアル改正検討プロジェクトチームを設置し、マニュアルの見直しに取り組んでおり、その取組は評価するところであるが、今回の監査においても、領収書の取扱いや団体への会費の支出等につい

て、マニュアルの規定だけではその妥当性を容易に判断できず、県民に誤解を与えかねないものが見受けられたことから、他県の改訂内容や判例等も参考に、早急なマニュアルの改訂を望むものである。

以上のことを踏まえ、次のとおり要望する。

1 議員が共同して結成した政策研究会等の団体への会費の支出については、支払を証明する領収書の写しを添付してその旨を報告すれば足りるとされているが、議員が共同で行う政務活動に支出された経費が何に支出されたかが分かる資料（例えば収支報告書等）の提出について引き続き検討するなど、さらなる透明性の確保に努められたい。

また、その他団体への会費、研修費及び会議費等の支出については、これらの経費が、当該議員の政務活動との間に合理的関連性を有するものであることを明確にする資料の提出、特に、飲食を伴う会合等への参加費用については、その飲食が実質的な意見交換を目的とする会合等に付随するものであることを証する資料の添付について検討されたい。

2 各議員が条例及びマニュアルに定める用途基準を遵守する必要があることは言うまでもないが、議長においては、政務活動費の適正な支出が図られるよう、用途判断の拠りどころとなるマニュアルについて、他県のマニュアルの改訂内容や判例等も参考に、より詳細かつ具体的な用途基準の明示や、実績の証明を必要とする経費に係る証明書類の様式化など、さらに精緻なものとなるよう早急に改訂を行い、県民の信頼の確保に努められたい。

また、条例及びマニュアルに定められた用途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期するとともに、行政のデジタルトランスフォーメーション化を踏まえつつ、政務活動費の用途を裏付ける収支報告書等を議会のホームページで公表するなど情報公開を推進し、県民に対し十分な説明責任を果たされるよう、一層の取組を強く求めるものである。

令和3年6月21日

愛媛県監査委員 永井 一平
同 高橋 正浩

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 病院			1 病院		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
省略			省略		
社会医療法人真泉会松山まどんな病院	省略		N T T 西日本松山病院	省略	
省略			省略		
2～5 省略			2～5 省略		

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和2年度決算の要旨を公告する。

令和3年6月29日

愛媛県市町村職員共済組合
理事長 武智 邦典

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
収	負担金	4,344,289	12,690,575	662,923	93,761	0	0	181,240	224,917	0	0	0	0	
		554,878							0					
	掛金・組合員保険料	4,399,916	8,073,755	662,915	0	0	0	0	0	179,190	0	0	0	0
		566,100								0				
	施設収入・商品売上	0	0	0	0	0	0	0	0	49,249	0	0	0	0
	受取手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,915
	組合員貸付金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31,219	0	0
	利息及び配当金	84	0	0	0	21,244	0	37	43	24	634,921	196	0	0
		3							0					
	その他収入	414,440	0	0	0	0	0	68,078	80	47,992	8,770	155	82	82
		0							0					
	補助金	181,113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,096		5,256												
他経理から繰入金	0	0	0	0	0	0	33,888	0	65,000	0	0	0	0	
前年度繰越支払準備金	686,223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0													
計	10,026,065	20,764,330	1,325,838	93,761	21,244	0	283,243	404,230	162,265	643,691	31,570	4,997	4,997	
	1,124,077							5,256						
支	給付	4,394,787	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0							0					
	役職員給与	0	0	0	0	0	0	124,464	13,386	53,050	21,559	7,969	319	
		0							0					
	厚生費	0	0	0	0	0	0	207	256,234	161	27	9	0	
		0							5,219					
	特定健康診査等費	0	0	0	0	0	0	0	23,665	0	0	0	0	
		0							0					
	旅費・事務費	0	0	0	0	0	0	12,375	2,521	1,043	2,923	1,587	346	
		0							0					
商品仕入	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	0		
飲食材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
委託費・委託管理費	0	0	0	0	0	0	7,741	128	27,468	197	94	119		
	0							0						
支払利息	0	0	0	0	0	21,244	0	0	0	584,322	21,239	1,716		

令和3年6月29日

愛媛県報

第219号

出	老人保健拠出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	退職者給付拠出金	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	前期高齢者納付金	1,831,403	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	後期高齢者支援金	1,952,492	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	病床転換支援金	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	介護納付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1,110,031											
	連合会払込金・拠出金	556,074	0	0	0	0	0	0	0	0	0	426	0
		0											
負担金払込金・掛金払込金・保険料払込金	0	20,764,330	1,325,838	93,761	0	0	0	0	0	0	0	0	
他経理へ繰入金	33,888	0	0	0	0	0	0	30,000	0	35,000	0	0	
	0							0					
その他支出	56,269	0	0	0	0	0	131,370	48,105	78,864	25,288	4,860	5,168	
	587							37					
次年度繰越支払準備金	692,802	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0												
計	9,517,789	20,764,330	1,325,838	93,761	21,244	0	276,157	374,039	160,622	669,316	36,184	7,668	
	1,110,618							5,256					
差引当期利益金又は当期損失金()	508,276	0	0	0	0	0	7,086	30,191	1,643	25,625	4,614	2,671	
	13,459							0					

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	2,002,595	1,255,864	84,275	590	94,556	0	509,169	553,075	435,542	20,693,514	104,227	242,185
	固定資産	0	0	0	0	2,066,000	0	6,881	1,235	843,970	45,619,606	2,404,409	0
	繰延資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産合計		2,002,595	1,255,864	84,275	590	2,160,556	0	516,050	554,310	1,279,512	66,313,120	2,508,636	242,185
負債	流動負債	22,303	1,255,864	84,275	590	0	9,016	15,211	3,264	61,439,830	328	2,990	
								1,774					
	固定負債	692,802	0	0	0	2,160,556	0	265,663	49,987	37,847	11,197	2,133,830	182,115
								0					
負債合計		715,105	1,255,864	84,275	590	2,160,556	0	274,679	66,972	41,111	61,451,027	2,134,158	185,105
純資産	資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,157,627	0	0	0
	利益剰余金又は欠損金()	1,287,873	0	0	0	0	241,371	487,338	80,774	4,862,093	374,478	57,080	
		383						0					
純資産合計		1,287,490	0	0	0	0	241,371	487,338	1,238,401	4,862,093	374,478	57,080	
負債・純資産合計		2,002,595	1,255,864	84,275	590	2,160,556	0	516,050	554,310	1,279,512	66,313,120	2,508,636	242,185

(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護に係るもの、保健経理の上段は保健、下段はメンタルヘルス対策事業に係るもの